標柱十五号から一〇二度三二分五七秒
一〇・〇〇〇メートルの地点　十六号
標柱十六号から七六度二二分〇秒
一〇・〇〇〇メートルの地点　十七号
標柱十七号から五八度四〇分三六秒
一〇・〇〇一メートルの地点　十八号
標柱十八号から四一度四七分三六秒
九・九九九メートルの地点　十九号
標柱十九号から三〇度一分三五秒
一〇・〇〇〇メートルの地点　二十号
標柱二十号から三四六度四八分五一秒
一〇・〇〇〇メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から三五二度三分三四秒
七・七〇九メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一一三度三分二七秒
一〇・〇二二メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一一〇度〇分二二秒
一〇・九九〇メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二六六度一八分三一秒
九・三一九メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一四三度五二分四四秒
八・七七四メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から一九九度一分五四秒
一三・七五四メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から一七三度三三分五二秒
一二・七三二メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一二六度五五分四九秒
一二・六八九メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一七七度二五分四五秒
一二・五九六メートルの地点　三十号
標柱三十号から二四一度三七分四九秒
一八・八二九メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から二七四度三九分一三秒
二七・四七四メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から三三〇度四八分〇秒
一〇・一七五メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から一六五度四九分二六秒
一四・五七〇メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から一五四度三八分五一秒
八・八一六メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から二四度二六分三八秒
一〇・七〇八メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から一九二度二三分四三秒
九・七四一メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から一三六度四一分二二秒
九・一七六メートルの地点　三十八号

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２７５１号
横浜市中区仲尾台83番地10
債務者　疋田理佐子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８９６号
神奈川県海老名市望地２丁目15番20号　イーストヒルズ205号
債務者　田中　久枝
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９０２号
横浜市金沢区富岡東６丁目19番27―701号
債務者　梶原　映子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９２３号
神奈川県海老名市柏ケ谷515番地の１
債務者　鈴木　正男
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９号
岡山市南区泉田31番地４　サンシャイン泉田１Ｆ
債務者　綱嶋　順一
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１号
長野県南佐久郡佐久穂町大字千代里3683番地５
債務者　井出　初子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後１時30分
　長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第７３号
長野県南佐久郡佐久穂町大字千代里3683番地５
債務者　井出　里美
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後１時30分
　長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第７０号
栃木県那須郡那須町大字湯本761番地18
債務者　岸田　俊史
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午前11時45分
　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８１１２号
東京都練馬区三原台３丁目31―18―203
債務者　羽畑　由巳（旧姓赤林）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４３４号
東京都板橋区坂下３丁目９－Ｆ―303
債務者　大沼　廣志
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５３５号
東京都中野区江原町１丁目28―４　セントラル美容室
債務者　喜多野大介
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
　東京地方裁判所民事第20部